

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第40号



特殊詐欺の被害にあわないために！

特殊詐欺の手口とは

- 「キャッシュカードを預かりますので渡してください」
 - 「手続きに必要なので暗証番号を教えてください」
 - 「還付金がありますので今日中に手続きをしてください」
 - 「あなたの個人情報流出しています」
 - 「会社の金を使い込んでしまい、穴埋めが必要」
 - 「利用料金の支払い確認がとれていない」
- など、「さまざまなお金が必要」といわれるような特殊詐欺の被害にあわないためのポイントとしては、

被害防止のポイント

- ◆「今すぐお金が必要」といわれたら詐欺を疑う。
 - ◆「還付金があるのでATMで手続きをしてください」といわれたら詐欺を疑う。
 - ◆公的機関等を名乗る電話がきても番号を調べてかけ直し、相手を確認する。
 - ◆覚えのないメールや、あやしいサイトは開かない。
 - ◆すぐに電話には出ない。留守番電話に設定しておき、相手が名乗ったら出る。
- 以上に注意し、冷静に判断しましょう。そして「あやしいな」と思ったらすぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。
- 一人で考えなくても周囲に助けしてくれる人がたくさんいます。



相談事例紹介 ワンクリック請求に注意

今月の相談
スマホでアダルトサイトの広告を間違っ
触ってしまったら、「会員登録完了」「登録料
金20万円をお支払いください」と表示され
た。「誤操作の場合は至急ご連絡ください」と
も書かれていたが、連絡した方がよいだろう
か。

これはボタンや画像をクリックするだけで会員登録されて高額な登録料金を請求される、ワンクリック詐欺の手口であるため、無視をして絶対に連絡しないように助言しました。

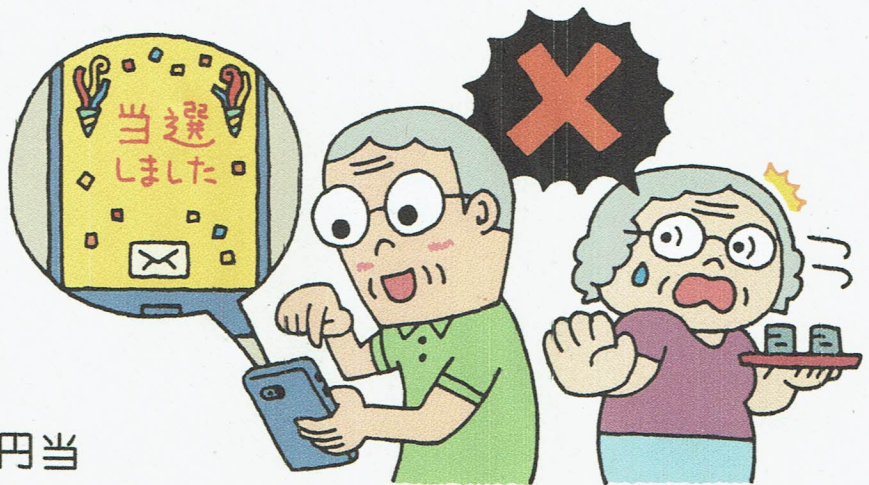
なぜワンクリック詐欺は無視をしてよいかというと、契約が成立するためには両者の契約の意思表示と合意が必要ですが、この場合、消費者の契約の意思は示されることがなく、突然登録されてしまい、両者の意思表示と合意がないからです。よって契約は成立しておらず、支払う必要はありません。また、申し込む意思がなく誤ってクリックしてしまった場合も錯誤(思っていることと意思表示が異なること)による無効を主張することができ、支払わなくてもよいといえます。その他、申し込み前に有料である旨の表示がされていなかったり、申込内容の確認や訂正、取消ができなかったりする場合の契約も無効になります。

なお、請求画面上でIPアドレスやスマートフォン
の個人識別番号が表示され、個人情報把握して
いるかのように脅されることがありますが、これら
の情報は住所や電話番号に結びつくことはなく、個人
が特定されることはありません。
ワンクリック詐欺が判断が難しい場合は、消費生活
センターや警察に相談しましょう。

☎幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター
	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	

見守り 新鮮情報



申し込んだ覚え

はないのに、数億円当選したとのメールが

スマートフォンに**何度も届く**ので、本当に当選したかもしれないと思い**返信**した。当選金を受け取るには**登録料1万円**がかかると言われ、**指示されるまま**にプリペイド型電子マネーのギフト券をコンビニで購入して、番号を写真に撮って**送信**した。その後も**手数料等の名目**で**請求**があり、合計で**5万円**ほど支払ってしまった。返金してほしい。(60歳代 男性)

「数億円当選した」 はずが5万円の支払いに 迷惑メールは無視

ひとこと助言



迷惑メールは
無視

- 「有料サイトの料金が未納」「当選したのでお金がもらえる」などの心当たりのないメールやSMS(ショートメッセージサービス)が届いても、絶対に開かず、すぐに削除してください。
- 安易に連絡をしてしまうと、金銭を要求されたり、個人情報を聞き出されたりする危険があります。メールの内容には反応しないようにしましょう。
- 不安を感じたときや困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。